

Press Release

報道関係者 各位

令和3年11月22日 【照会先】

「令和3年度宮城年末年始労働災害防止強化運動」の実施について

宮城労働局(局長 小林 健)は、年末年始の労働災害防止などを目的に、関係団体とともに、「令和3年度宮城年末年始労働災害防止強化運動」を実施します。

1 趣旨・目的等

年末年始は、日没時間の早まりによる視界不良、積雪や凍結などで作業環境が厳しくなることに加え、心理的に慌ただしくなる時季であることから、労働災害の防止についても、これらの事情を踏まえた取組が必要となります。また、多くの事業場において業務繁忙期となるため、労働時間管理や健康管理への配慮もより一層重要となり、さらに、本年においては、引き続き、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策も不可欠です。このため、県内すべての労働者にとって健康で労働災害のない明るい年末・年始となるよう、各労働災害防止団体等が実施する労働災害防止運動などとともに本運動を実施するものです。

本運動期間中、当局では、幹部による公開安全衛生パトロールなどを実施するととも に、各労働基準監督署が現場や事業場に対する監督指導等を強化します。

2 実施期間

令和3年12月1日(水)~令和4年1月31日(月)

3 実施事項

資料 1「令和 3 年度宮城年末年始労働災害防止強化運動」実施要綱のとおり

【参考資料】

資料 2 平成 28 年~令和 2 年の労働災害発生状況(合計)

資料3 令和3年労働災害発生状況



「令和3年度宮城年末年始労働災害防止強化運動」 実施要綱

宮城労働局

1 趣旨、目的

年末年始は、日没時間の早まりによる視界不良、積雪や凍結などで作業環境が厳しくなることに加え、心理的に慌ただしくなる時季であることから、労働災害の防止についても、最も多い事故の型である「転倒」災害の防止をはじめ、これらの事情を踏まえた取組が必要となる。また、多くの事業場において業務繁忙期となるため、労働時間管理や健康管理への配慮もより一層重要となり、さらに、本年においては、引き続き、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策も不可欠である。

このようなことから、宮城労働局は、県内すべての労働者にとって健康で労働災害のない明るい年末年始となるよう、「令和3年度宮城年末年始労働災害防止強化運動」を主唱し、県内の各労働災害防止団体等が実施する年末年始の労働災害防止運動などとともに実施するものである。

なお、各事業場においては、本年も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から三密回避等基本的な感染防止対策を講じながら、労使協力のもと 創意工夫して実施するものとする。

2 実施期間

令和3年12月1日(水)から令和4年1月31日(月)まで

3 主唱者

宮城労働局、各労働基準監督署

4 協替者

中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

5 実施者

各事業場

- 6 実施事項
 - (1) 主唱者及び協賛者が実施する事項
 - ア 資料等の作成、配付や各種広報媒体を利用した本運動の周知、啓発
 - イ 発注機関や各団体に対する本運動の積極的展開のための協力要請等
 - ウ 安全衛生パトロール等の実施
 - エ 各事業場に対する指導・援助 など
 - (2) 実施者が実施する事項

裏面「実施事項」のとおり

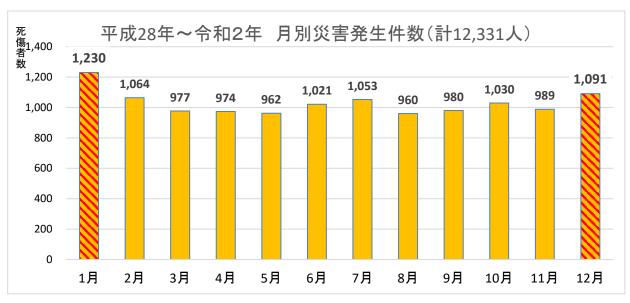


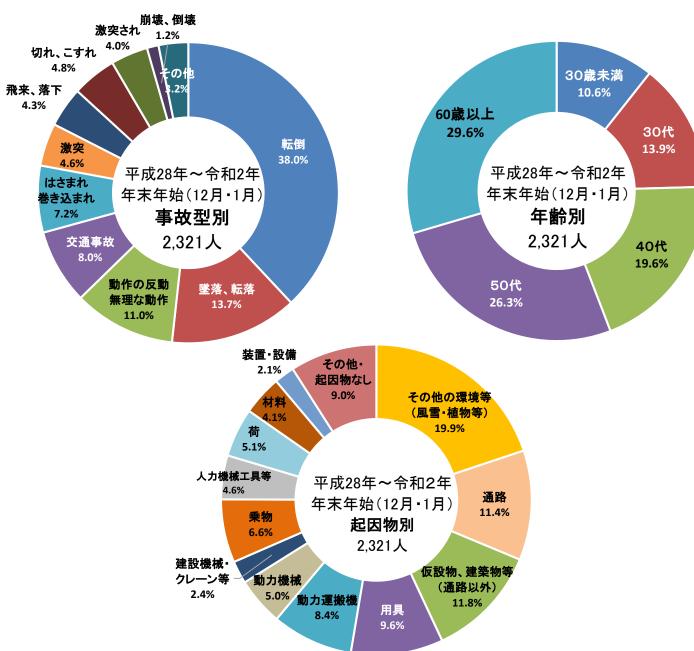
実 施 事 項

- 1 管理体制等に関する事項
 - ① 経営トップによる安全衛生方針の表明、安全衛生パトロールの実施等
 - ② 「Safework 向上宣言」**の活用による労働災害防止の気運醸成
 - ③ 安全管理者及び衛生管理者、産業医、安全衛生推進者等の職務の徹底
 - ④ リスクアセスメントの実施
 - ⑤ 安全朝礼及び4S、KY、TBMなどの自主的安全衛生活動の実施
 - ⑥ 安全衛生活動の点検、評価、改善及び新年の安全衛生年間計画の作成
- 2 安全対策に関する事項
 - ① 転倒災害防止対策(参考:STOP!転倒災害プロジェクト等)
 - ② 腰痛予防対策 (参考:職場における腰痛予防対策指針等)
 - ③ 墜落・転落防止対策(参考:足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱、リーフレット『はしごを使う前に/脚立を使う前に』を活用した墜落・ 転落災害防止の徹底について等)
 - ④ 荷役災害防止対策(参考:荷役作業安全ガイドライン等)
 - ⑤ 交通労働災害防止対策(参考:交通労働災害防止ガイドライン等)
 - ⑥ 高年齢労働者等の労働災害防止対策(参考:エイジフレンドリーガイドライン等)
 - (7) 機械災害の防止対策(参考:機械の包括的な安全基準に関する指針等)
 - ⑧ 各種設備や保護具等の総点検と作業手順書、作業マニュアル等の理解・順守 徹底
- 3 健康確保対策に関する事項
 - ① 「取組の5つのポイント」や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の活用による新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策
 - ② 労働時間の適正管理と時間外・休日労働の削減、 年次有給休暇の取得促進
 - ③ 長時間にわたる時間外労働等を行う労働者に 対する面接指導等
 - ④ 健康診断とその結果に基づく適切な事後措置
 - ⑤ メンタルヘルス対策
- ※ 宮城労働局が運営する、労働災害防止や健康で安全に働くことができる職場環境づくりなどに向けた事業主の意思を企業内外に表明する制度。令和2年に建設業を対象に開始し、本年7月から県内の労働災害防止団体等と連携して全業種に拡大した。



宮城労働局管内の年末年始の労働災害発生状況(休業4日以上)





令和3年労働災害発生状況

令和3年11月9日作成

宮城労働局

			人和百斤人冊	△₹п0年	△₹п9年	公 左曰	<u> </u>
年 別	平成30年全期	令和元年全期	令和2年全期 (確定値)	令和2年 1月~10月	令和3年 1月~10月	前年同 死傷	月 瑁
業種別	死傷者数 死亡	死傷者数 死亡	死傷者数 死亡	死傷者数 死亡	死傷者数 死亡	増減数 増減率	増減数 増減率
							5
全産業	2589 23	2432 17	2407 15	1770 10		450 25.4%	
製 造 業	502 4	465 1	464 5	357 5		15 4.2%	-
食料品製造業	224	223	194 2	145 2	161 1	16 11.0%	-1 -50.0%
水産食料品製造業	67	78	72 2	54 2	71 1	17 31.5%	-1 -50.0%
その他	157	145	122	91	90	-1 -1.1%	
繊維工業、衣服その他の繊維製品製造	7	5	5	3	8	5 166. 7%	<u> </u>
木材・木製品製造業	23	22	14	13	5	-8 -61.5%	<u> </u>
		-	14	10	0	-6 -01.5%	
家具・装備品製造業	6	5			1	1	
パルプ・紙・紙加工品製造業	5	5	5	4	4		
印刷・製本業	6	4	10	5	7	2 40.0%	
化学工業	20	16	28	21	15	-6 -28.6%	
窯業土石製品製造業	25	21	25	23	19	-4 -17.4%	
鉄鋼業、非鉄金属製造業	11 1	12 1	13 1	10 1	10		-1 -100.0%
金属製品製造業	57	41	47	38	37	-1 -2.6%	
			i i			<u> </u>	-
一般機械器具製造業	17	15	18	15	16	1 6.7%	
電気機械器具製造業	20	27	19 2	18 2	21	3 16.7%	-2 -100.0%
輸送用機械等製造業	28 3	26	27	18	20	2 11.1%	
造船業	14 3	11	15	11	5	-6 -54.5%	
その他	14	15	12	7	15	8 114.3%	:
電気・ガス・水道業	5	6	7	6	6	J 111. U/0	
						4 40 50	
その他の製造業	48	37	52	38	42	4 10.5%	
鉱業	10	4	3	2	5	3 150.0%	
土石採取業	9	4	3	2	4	2 100.0%	
その他	1				1	1	
建設業	336 7	352 7	283 3	228	251 3	23 10.1%	3
土木工事業	123 2	111 4	94 1	75	84 2	9 12.0%	2
	-						<u> </u>
建築工事業	156 3	191 3	156 2	122	127 1	5 4.1%	1
鉄骨・鉄筋コン造家屋建築工事	43 2	48 1	46 2	33	46 1	13 39.4%	1
木造家屋建築工事業	54	80 2	59	46	50	4 8. 7%	
建築設備工事業	18 1	19	19	16	17	1 6.3%	
その他の建築工事業	41	44	32	27	14	-13 -48.1%	
その他の建設業	57 2	50	33	31	40	9 29.0%	
	<u>:</u>		:			<u> </u>	
運輸交通業	377 4	386 2	338 2	256 1	326 2	70 27.3%	1 100.0%
鉄道・軌道・水運・航空業	5	4	4	4	5	1 25.0%	
道路旅客運送業	36	43	29	21	31	10 47.6%	
道路貨物運送業	332 4	338 2	305 2	231 1	289 2	58 25.1%	1 100.0%
その他の運輸交通業	4	1			1	1	
貨物取扱業	29 1	21	16	11	17	6 54, 5%	<u>:</u>
		-				0 04.0%	
陸上貨物取扱業	18 1	11	12	10	10		
港湾運送業	11	10	4	1	7	6 600.0%	
農業	26 1	19 1	18 1	14 1	21	7 50.0%	-1 -100.0%
林 業	32 1	26 1	31 2	26 2	26		-2 -100.0%
畜産・水産業	19	26	25	21	18	-3 -14, 3%	E
商業	467 2	436	413 1	290	359 3	69 23.8%	3
		····	<u>-</u>				<u> </u>
卸売業、小売業	415 2	395	363 1	252	295 3	43 17.1%	3
その他	52	41	50	38	64	26 68.4%	
金融・広告業	26	25	24	18	20	2 11.1%	
映画・演劇業		1	1		3	3	
通信業	50	42 1	40	29	28	-1 -3.4%	
数育・研究業	29	23	35	18	39	21 116.7%	B
	•	•			•	•	!
保健衛生業	261	242	306	218	367	149 68.3%	
接客娯楽業	168 1	161	144	102	103	1 1.0%	
旅館業	43 1	28	31	22	15	-7 −31.8%	
ゴルフ場	11	11	9	7	6	-1 -14.3%	
その他	114	122	104	73	82	9 12.3%	
清掃・と畜業	134 1	102 1	119 1	89 1	105	16 18.0%	-1 -100.0%
			-	·····			E
ビルメンテナンス業	75	41	68	47	51	4 8.5%	-
廃棄物処理業	53 1	54 1	42 1	34 1	44	10 29.4%	-1 -100.0%
その他	6	7	9	8	10	2 25.0%	
官公署	2	1	6	5	5		
その他の事業	121 1	100 3	141	86	155	69 80.2%	
警備業	48	23 2	34	24	34	10 41.7%	
						<u> </u>	<u> </u>
その他	73 1	77 1	107	62	121	59 95. 2%	
	· •						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
陸上貨物運送業	350 5	349 2	317 2	241 1	299 2	58 24.1%	1 100.0%
第三次産業	1258 5	1133 5	1229 2	855 1	1184 3	329 38.5%	2 200.0%
小売業	329 2	324	299	209	242 3	33 15.8%	3
飲食店	94	92	82	56	64	8 14.3%	-
	÷	•				:	
社会福祉施設	203	208	232	165	276	111 67.3%	
1 死值性粉片会和3年10日末	- ロユーニーマット.1.	1. /// 			4n 44 (// All 4 to 1) ()		,

- 1. 死傷件数は令和3年10月末日までに発生した災害について11月8日までに確認できた労働者死傷病報告(休業4日以上)により計上しています。

- 2. 死亡件数については、前月末までに把握したもの(速報)により計上しております。
 3. 陸上貨物運送業は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計です。
 4. 第三次産業は、商業、金融・広告業、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、官公署、その他の事業の合計です。